

専門の支援員たちが あなたのSOSの相談に応じます

生活に困っている人が、生活保護を受けざるを得ない状況に陥らないように、その前の段階で、専門性を有する支援員たち（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じて問題点や課題を整理し、自立に向けたきめ細かい支援を行います。



不安や心配がある人は、ひとりで悩まず、問題が深刻化する前に早めに、くらし・しごと支援センターさやまにご相談ください！



社会福祉法人 狹山市社会福祉協議会
くらし・しごと支援センターさやま
〒350-1306
埼玉県狭山市富士見1-1-11
社会福祉法人 狹山市社会福祉協議会
狭山市駅東口事務所内
電話 04-2956-7669
平日 8:30~17:00 (年末年始を除く)

狭山市社協

Q 検索

くらし・しごと支援センターさやま

仕事のことでの相談したい…
借金・滞納を抱えてしまった…
そろそろ家を追い出されそう…
引きこもりから抜け出せない…



悩みごとや困りごとを
解決できるようお手伝いします。
まずはご相談ください。



ご相談は

くらし・しごと支援センターさやま

電話 04-2956-7669

〒350-1306 埼玉県狭山市富士見1-1-11

社会福祉法人 狹山市社会福祉協議会 狹山市駅東口事務所内

くらし・しごと支援センターさやまでは

不安定な雇用形態や失業、低収入などによる経済的な困窮、病気やひきこもりといった心身の問題や、学習機会の喪失による知識や技能の不足などが原因で、働きたくても働けず、困窮し、やがて地域社会からも孤立してしまう人がいます。

くらし・しごと支援センターさやまでは、問題をお聞きし、一緒に考え整理し、解決に向け、その人の状況に寄り添ったサポートを行います。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

相談から支援までの流れ

1 まずは困っていることを話してください

- 相談窓口に来所、または電話でご相談ください。
- 相談は無料で秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

2 相談内容から適切な対応方法を判断します

- お話をうかがい適切な対応を一緒に考えていきます。

3

生活の状況と課題と一緒に分析します

- 相談者に寄り添いながら課題を把握して、解決のために必要な支援をさぐっていきます。

4

自立するための支援プランをつくります

- 相談者の意思や希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるよう、一緒にプラン（自立支援計画）案をつくります。

5

プランにもとづいたサービスが提供されます

- サービス開始後も、支援員が定期的に状況を確認し、必要に応じてプランの調整や見直しを行います。また、問題解決後も一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。

自立した生活の達成へ!!



自立した生活をめざし次のような支援が行われます

まずは、自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じたさまざまな支援につなげていきます。

自立相談支援事業

- 生活に困っている人を早期に把握して、支援できるようにします。
- 個別の事情を伺い、ハローワークと相談しながら、就労支援をします。
- 総合相談窓口として、生活に困っている人への情報と支援のサービス拠点となります。
- さまざまな問題を複合的に抱えている人に、必要な支援を包括的・継続的に提供できるように対応します。
- 地域での支援ネットワークを強化するために、さまざまな社会資源に働きかけて、新たな地域づくりを進めます。

住居を確保して就労を支援します

住居確保給付金の支給

離職などによって住居を失った人、または失うおそれの高い人には、一定期間、住居の家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を確保した上で、就職活動の支援を行います。

社会参加や就職を支援します

就労準備支援事業

「社会参加に不安がある」「人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労することが困難な人には、基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

柔軟な働き方を支援します

就労訓練事業

一般の企業などの就労(一般就労)が困難な人には、短時間の軽作業(清掃、リサイクル、農作業など)の機会を提供して、一般就労に向けた就労訓練事業(中間的就労)を行います。

家計の立て直しを支援します

家計改善支援事業

失業や借金など根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付のあっせんなどをしています。

子どもの未来を支援します

子どもの学習・生活支援事業

子どもの養育相談や学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との居場所づくり、進学や高校進学者の中退防止に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※「住居確保給付金の支給」「就労準備支援事業」については一定の資産収入等に関する要件を満たしている人が対象です。